

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年11月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100227号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100120号

第1 結論

請求者のA社における平成5年10月1日から平成6年6月24日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年10月から平成6年5月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

平成5年10月から平成6年5月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月1日から平成6年6月24日まで

平成5年10月から平成6年5月までの標準報酬月額は、平成5年5月、6月及び7月の報酬の平均額を計算するが、同年7月の報酬については、産休による支払基礎日数が16日であり、同年5月及び6月の給与の平均で計算されるため、その標準報酬月額は30万円となると思うが、28万円と記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると28万円と記録されているものの、請求者から提出された「請求者氏名 1993.1月~12月 給与明細」(以下「給与明細」という。)によると、平成5年5月の支払基礎日数は31日、同年6月は30日、同年7月は16日と記載されており、同年5月及び同年6月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は30万円であることから、請求者の主張と一致する。

また、A社の事業主及び担当者は、請求者が法定外産休として平成5年6月に7日間、同年7月に3日間の出産特別休暇を取得したことから、同年7月に7日分、同年8月に3日分の特別休暇分の給与調整(欠勤控除)を行ったため、同年7月の支払基礎日数を16日として、平成5年10月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出した旨回答及び陳述している。

しかしながら、上記担当者は、特別休暇の取得に当たっては2分の1の給与が補償される旨陳述しているところ、日本年金機構は、昭和37年6月28日保険発第71号通知によれば、『低額の休職給』とは休職しなかった場合に被保険者が通常受けるべき報酬の額に比べて低額であ

る報酬をさすものである。」とあり、低額の休職給を受けた月は算定する月からは除かれるとした上で、平成5年6月及び同年7月について、請求者は低額の休職給を受けている取り扱いとなる旨回答している。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は平成5年5月のみの報酬額となり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（28万円）を超えているものの、給与明細によると、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、給与明細により確認できる本来の報酬月額から、請求者のA社における平成5年10月から平成6年5月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100665号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100038号

第1 結論

昭和42年*月から昭和52年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年*月から昭和52年9月まで

社会保険事務所(国民年金の加入手続を行った当時)の職員が、一度のみだが私の夫が経営していた和食店を訪れたことがあり、その際、その職員から遡って保険料を納付すれば、私の年金は将来満額で受け取れる旨の説明を受け、私は、夫がその場で国民年金の加入手続を行い、同時に保険料を現金で納付しているところを見ていた。また、夫からも、将来満額の年金を受け取れるように保険料を支払った旨伝えられた。しかし、今の納付記録は年金を満額受け取れるような記録にはなっていないので、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、社会保険事務所の職員が来訪し、亡くなった夫が、加入手続を行うと同時に国民年金保険料を遡って支払った旨主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続時期について、明確に記憶しておらず、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の任意加入被保険者の資格取得日より、請求者の国民年金の加入手続は昭和53年5月ないしは同年6月に行われたことが推認できるところ、過去の未納保険料を全て納付することができる第3回特例納付制度が実施されたのは、昭和53年7月から昭和55年6月までの期間であることから、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時期においては、特例納付制度は実施されておらず、加入手続と同時に請求期間の未納保険料を納付したとする請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、加入手続及び保険料の納付は、夫が行っており、自身は関与していなかったことから、納付した金額は分からないと陳述している上、夫は既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができない。

さらに、日本年金機構が保有する第3回特例納付制度に係る附則4条納付者リスト(累積分)

(特例納付制度により、保険料を納付した者の国民年金番号及び納付金額が記載されている一覧)には、請求者の国民年金番号は見当たらない。

なお、請求者は、保険料納付について、証言できる者として実兄及び亡くなった夫が勤務していた会社の後輩をあげているが、これらの者は、いずれも年金事務所の聴取において、保険料の納付時期及び納付した金額は分からない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。